

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

#### 香川県人事委員会規則第4号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次休暇の日数) 第11条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 当該年の前年において公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員（以下この号及び第9号において「公立学校勤務時間等条例適用職員」という。）であった者であって人事交流等により引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で人事委員会の定めるものにあつては、人事委員会の定める日数）に当該年の前年における公立学校勤務時間等条例適用職員として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）</p> <p><u>(8)の2 当該年の前年において香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下この号及び第9号の2において「病院局給与条例適用職員」という。）であった者であって人事交流等により引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で人事委員会の定めるものにあつては、人事委員会の定める日数）に当該年の前年における病院局給与条例適用職員として在</u></p>	<p>(年次休暇の日数) 第11条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項の人事委員会規則で定める日数は、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 当該年の前年において公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例又は香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下この号及び次号において「公立学校勤務時間等条例適用職員等」という。）であった者であつて人事交流等により引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で人事委員会の定めるものにあつては、人事委員会の定める日数）に当該年の前年における公立学校勤務時間等条例適用職員等として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数</p>

職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数

(9) 当該年において公立学校勤務時間等条例適用職員となった者で、人事交流等により引き続き新たに職員となったもの 公立学校勤務時間等条例適用職員となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該年のその者の在職期間に応じた別表第3の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

(9)の2 当該年において病院局給与条例適用職員となった者で、人事交流等により引き続き新たに職員となったもの 病院局給与条例適用職員となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該年のその者の在職期間に応じた別表第3の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数

(10) 略

2・3 略

(9) 当該年において公立学校勤務時間等条例適用職員等となった者で、人事交流等により引き続き新たに職員となったもの 公立学校勤務時間等条例適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該年のその者の在職期間に応じた別表第3の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数

(10) 略

2・3 略

#### 附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、任命権者が別に定める。